

議案第17号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

(川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12条の項中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。